

## 軽自動車税の身障減免に係る等級表

### ● 身体障害者

障害の区分	障害の級別		
	身体障害者本人運転の場合(注1)	生計同一者運転の場合又は常時介護者の運転の場合(注2)	
視覚障害	2級の3、2級の4、3級の3及び3級の4 (H30.6.30以前に障害の認定を受けられた方は、2級の2及び3級の2)	1級から3級までの各級及び4級の1	
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	3級	
音声機能、言語機能又はしゃく機能障害	3級	3級	
上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級	
下肢不自由(注3)	1級から6級までの各級	1級から4級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から4級までの各級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級	

(注1) 車の所有かつ運転が本人の場合の等級

(注2) 車の所有、運転のいずれか又は両方が家族の場合の等級

(注3) 複数の障害がある場合は、それぞれの等級で判断となるが、下肢障害の場合のみ、重複する障害の合算後の等級によること。

●療育手帳

区分	減免の対象になる範囲
療育手帳	A1, A2, A3, B1(Aを含む。 上記には該当しないが、知能指数 50 以下の知的障害者で、障害者更生相談所において、日常生活において常時介護を要する程度の障害を有するものと判定されたもの

●精神障害者保健福祉手帳

区分	減免の対象になる範囲
精神障害者保健福祉手帳	1 級

●戦傷病者手帳

障害の区分	障害の級別	
	身体障害者本人運転の場合	生計同一者運転の場合又は常時介護者の運転の場合
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症	特別項症から第 4 項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症	特別項症から第 4 項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症	特別項症から第 4 項症までの各項症
音声又は言語機能の障害	特別項症から第 2 項症までの各項症	特別項症から第 2 項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各項症	特別項症から第 3 項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症	特別項症から第 3 項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症	特別項症から第 4 項症までの各項症
心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	特別項症から第 3 項症までの各項症